

障害者雇用促進企業等認定申請手続きについて（令和7年度第2回）

「障害者雇用促進企業」等の認定を受けることにより、兵庫県の機関が発注する物品、役務等（工事関係を除く）に係る指名競争入札や少額随意契約を行う場合に、優先的な取り扱いを受けることができる制度です。（優先発注制度）

1 認定要件（申請対象者）

申請者は、次に掲げる要件の全てを満たしている者とします。

- (1) 令和5・6・7年度物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されていること。

（※令和5・6・7年度物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されていない企業は令和7年8月31日までに入札参加資格審査申請を行い、令和7年10月1日までに登録予定であること）

- (2) 県内に本店、支店、営業所等の事業所（障害者雇用促進法第44条の規定を満たす県内の子会社（＝特例子会社）を含む）を有する企業であること。

◆障害者雇用促進企業の申請には、(1)(2)に加えて、(3)の要件を満たすこと。

- (3) 令和7年6月1日現在で、

①同法第43条第1項の規定（＝常用雇用労働者数が40人以上の事業所において、障害者雇用率2.5%以上）を満たし、かつ、

②県内事業所において雇用する障害者数（同法第2条第2号から第6号までに規定する身体障害者、重度身体障害者、知的障害者、重度知的障害者及び精神障害者を対象に、同法第43条第3項の規定により算定したもの）が、常時雇用する労働者数に100分の3.6を乗じて得た数（その数に1人未満の端数がある場合は、その端数を切り捨て）以上かつ2人以上であること。（20%以上かつ5人以上の場合、「多数障害者雇用企業」に認定となります。）

◆ひょうご障害者ハート購入企業の申請には、(1)(2)に加えて、(4)の要件を満たすこと。

- (4) 令和7年6月1日現在で、

①同法第43条第1項の規定を満たし、かつ、

②障害福祉サービス事業者等（※）から年間100万円を超える物品の購入、または、役務の調達を行っていること。（年間500万円超の購入実績がある場合、「多額購入企業」の認定となります。）

なお、企業の内部組織である障害福祉サービス事業所からの調達実績を認める基準は、申請に係る期間中の企業の総取引額に占める内部組織である障害福祉サービス事業所からの調達実績の割合が20%未満である場合とする。

※ 障害福祉サービス事業者等とは・・

障害者総合支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業（生活介護、就労移行支援、就労継続支援）を運営する法人、同条第11項に規定する障害者支援施設を運営する法人、同条第25項に規定する地域活動支援センターを運営する法人、小規模作業所の設置者、共同受注窓口（特定非営利活動法人兵庫セルフセンター）、在宅就業支援団体が該当します。

2 申請書提出先

兵庫県出納局物品管理課（神戸市中央区下山手通5-10-1）（持参または郵送）

3 申請受付期間等

- (1) 受付期間 令和7年8月1日（金）～8月12日（火）（郵送の場合も期限内必着）

- (2) 受付時間 10:00～12:00、13:30～16:00（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

4 申請に必要な書類等

(1) 障害者雇用促進企業等認定申請書兼誓約書（様式第1号）

(2) 障害者雇用状況計算書（様式第2号）

データの様式については、兵庫県HPに掲載しています。

⇒https://web.pref.hyogo.lg.jp/sk03/tb03_000000008.html



(3) 障害者雇用状況報告書の写し（令和7年6月1日時点において報告義務のある事業所のみ必要）

※公共職業安定所長の受付印があるもの。ただし、インターネット経由で報告を提出した場合は受付印不要

(4) 返信用定型封筒（宛先を記入し110円切手を貼付してください）

◆ひょうご障害者ハート購入企業の認定を申請する場合、上記に加え(5)(6)を提出。

(5) 取引実績証明書（様式第3号）

(6) 上記取引実績証明書の記載事項の根拠となる資料（領収証の写し）

※支出先毎に分類し、支出先による原本または事実と相違ない旨を記載したものに限る。

領収書の取得が困難である場合は、その旨、当該支出内容、金額、年月日を記載した書面をかわりに提出すること。

※障害者雇用促進企業等の認定申請をされる企業で、令和5・6・7年度物品関係入札参加資格（登録）者名簿にまだ登録されていない場合は、(7)の提出も必要です。

(7) 令和5・6・7年度物品関係入札参加資格審査申請に係る受付結果通知書または電子申請時の到達確認画面を印刷したもの

（令和7年8月31日までに入札参加資格審査申請を行い、令和7年10月1日までに登録予定であること。）

5 認定審査結果の通知等

(1) 審査結果については、別途通知します。

(2) 今回の障害者雇用促進企業等認定の有効期間は、令和7年10月1日から令和8年3月31日までとなります。それ以降は再度、申請が必要になります。

6 認定後の留意点

(1) この認定は、兵庫県が発注する物品・役務等の調達に際し、障害者雇用促進企業等を優先的に取り扱おうとするものですが、認定された企業の受注を確約するものではありませんので、あらかじめご了承ください。

(2) 認定要件がより厳しい多数障害者雇用企業または多額購入企業として認定を受けた者が、認定後に「多数障害者雇用企業、多額購入企業、障害福祉サービス事業者等に対する特例」により指名・受注を受けようとする場合は、「特例随意契約状況等報告書」の提出が必要になります。（本認定申請時には提出不要）

(3) 認定後に変更が生じ、障害者雇用促進企業等の認定要件を満たさなくなった場合は、速やかに申し出てください。

(4) 申請内容に虚偽の記載等があった場合は、事実関係を確認の上、当該認定を取り消すことがあります。また、その際、事業所等への立ち入り調査を行うこともあります。

【お問い合わせ先】

神戸市中央区下山手通5-10-1 TEL: 078-341-7711（代表）

〔ひょうご障害者ハート購入企業について〕

兵庫県福祉部ユニバーサル推進課（内線 73652）

〔障害者雇用促進企業について〕

兵庫県産業労働部能力開発課（内線 74140）

〔物品関係入札参加資格（登録）者名簿について〕

兵庫県出納局物品管理課（内線 75787）